## 外国人材受入支援に関するJICAの取組みと 「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム」 (JP-MIRAI)について

2021年12月15日 JICA上級審議役 宍戸健一

## (1) 外国人労働者の受入れ ~今後の見通しと課題



## 急増する外国人労働者

## 日本の外国人労働者 2010年 65万人 → 2020年 172万人(10年間で約2.7倍)



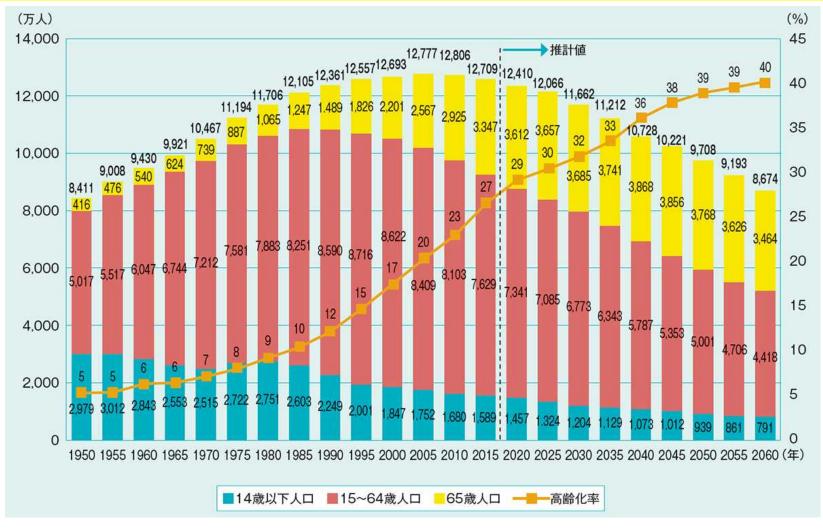
IICA

(出典:厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」(令和2年10 月末))

## 更に減少する日本の生産労働人口

**日本の生産労働人口** 2020年 7,341万人 → 2030年 6,773万人(▲ 568万人)

→ 2040年 5,787万人(▲1,554万人)





出典:月間「事業構想」2019年1月号 2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」(出生中位・死亡中位推計)

## 今後のトレンド

外国人労働者の受入れ政策は、 政治問題。

自民党選挙公約(2021年10月 12日)によれば、中小企業・小規 模事業者の人手不足に対応。



「教育」は国家の基本。 人材力の強化、安全で安心な国、 健康で豊かな地域社会を目指す。

#### ◆多様性·共生社会

○外国人の適正な出入国・在留管理を徹底しつつ、一元的相談窓口の設置など、多文化共生の実現に向けた受入れ環境を整備するとともに、技能実習制度及び特定技能制度の活用を促進し、中小企業・小規模事業者等の人手不足に対応します。

## 外国人労働者数の予測 2020年 172万人

→ 2030年 286万人~390万人

JR Iレビュー 2019 Vol.10, No.71

- ① ゼロ成長・労働参加現状シナリオ (2021年以降、実質経済成長率が年率約0%)
- ② ベースライン・労働参加前進シナリオ (実質経済成長率が年率約1%)

外国人労働者数:286万人

労働者比率:5.0%

外国人労働者数:390万人

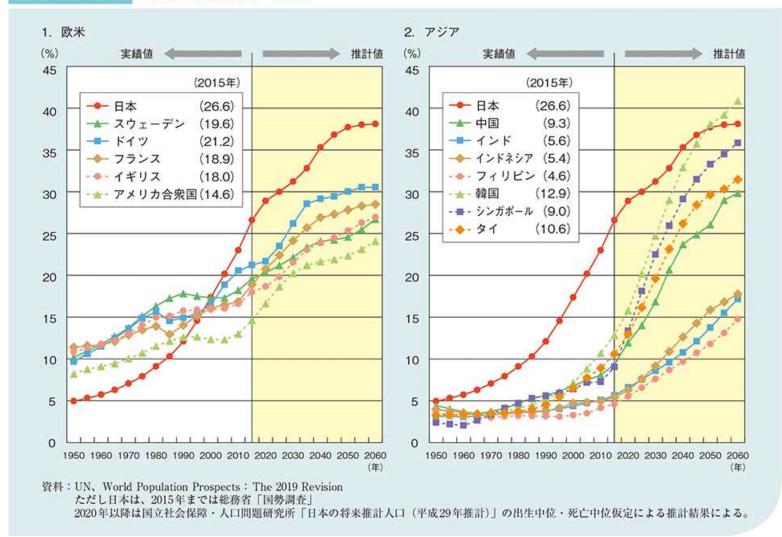
労働者比率:6.5%



## 少子高齢化は、世界的な課題 ~人手不足

## 高齢化率: アジア諸国も高齢化率が上昇。中国が日本を逆転?

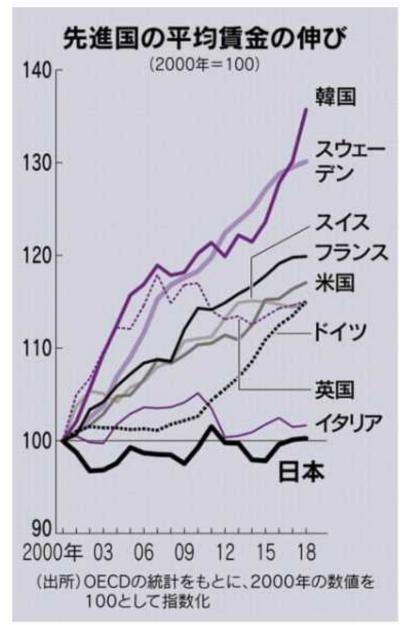
#### 図1-1-6 世界の高齢化率の推移

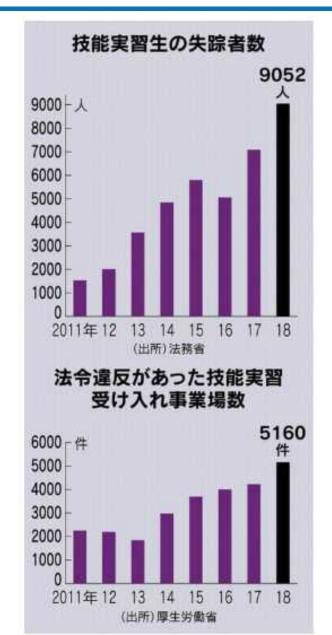




出典:内閣府「令和2年版高齢社会白書」

## 労働者争奪戦の中、日本は選ばれるか?









(出典:日本経済新聞2020年7月2日電子版(抜粋))

## 労働者争奪戦の中、日本は選ばれるか?

## 夢を持って来日した若者が、日本に失望 ⇒アジア諸国でも報道・拡散



外の場所となる自宅アパートの台所で、食用と して豚1頭を解体した疑い。豚は盗まれたものと

みられ、別の場所で殺され運び込まれた可能性

が高い。

アパートの一室から押収された豚肉や解体に使われた包



群馬、埼玉両県警は、 出入国管理法 やと

【動画】川で魚を捕まえて飢えをしのいだ元技能実習生=ソン・フィ・ロンさん提供

IT·科学

後で見る

YouTube []

文化・芸能

# (2) JICAの取組み~何故JICAが?



## 外国人の受入れ・共生に関するJICAの取組み経緯(1)

国際協力事業団(JICA)設立 ~移住事業団と海外技術協力事業団が合併して誕生 1974年

⇒JICAの前進を辿ると、日本人の送出し機関であった!

⇒送出し業務・中南米での定着支援の経験に学べないか?

何故JICAが外国人材の支援を行うのか? 理由その①: 歴史的経緯

#### 1990年

入管法改正 ~日系3世まで定住権

1993年

技能実習制度 ~民間ビジネスベースのため、JICAは関与せず

#### 2000年頃

市民参加協力創設 ~国際協力推進員、草の根技術協力

⇒国際交流協会が行う、多文化共生と開発教育には壁

2003年10月

独立行政法人 国際協力機構

- ⇒ 4号業務として、(イ)(ロ)協力隊、(ハ)草の根技術協力、 (二) 国際協力理解促進
- ⇒(ハ)国際約束を伴わないが外務大臣承認が条件 (各省設置法・各省協議の根拠)

#### 2010年頃~

## 我が国の人手不足が深刻化

- ∼技能実習生確保にJICA事業(提案型)の活用事例が出現
- (1) 草の根技術協力:現地関係者との関係強化~人材確保;釧 路市、茨城県など
- (2) 中小企業海外展開支援:帰国技能実習生を活用したビジネ ス展開;大分など
- (3) 海外投融資:現地送出機関の校舎等整備;インドネシア、 ベトナム



推計) 1、15年までは総務省 [国勢調査]



## 外国人の受入れ・共生に関するJICAの取組み経緯(2)

2018年12月 入管法改正 **~在留資格「特定技能」の創設** 

何故JICAが外国人材の支援を行うのか? 理由その②:外国人材の問題が開発途上 国との信頼関係を毀損しかねない状況。

2019年 4月 2019年度経営戦略 ~ 「外国人材の受入れ支援」を明記

2019年12月 北岡理事長と**菅官房長官**の面談

~JICAが外国人材受入に資する事業を推進すべき。R2予算増が認められる(約9億円)

2020年 4月 外国人材関連の事業拡大

~国際協力推進員(多文化共生)創設、外国人材関係の調査(多数)

2020年 7月 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」 ~JICAの取組が初めて記載

2020年12月 北岡理事長と**菅総理**の面談

何故JICAが外国人材の支援を行うのか? 理由その③:政府の期待(国内外にネット ワークを持つJICAの活用)

2021年 4月 国内事業部に「外国人受入支援室」設置



## 全体像: 外国人材受入支援に関するJICAの取組み

## 途上国人材に選ばれる日本 → 持続的な国内人材確保と途上国開発を実現

#### 来日前

<優良人材の供給体制強化支援>

- ・現地教育・訓練機関及び現地送出機 関等の支援
  - ~ JICAが支援してきた教育・訓練機関と の連携による日本語教育の強化を含め た優良人材育成
  - ~ 教育訓練機関及び送出機関へのハード 支援(資金協力、海外投融資等)
  - ~ <u>特定技能の受入促進に関する協力(テ</u> <u>キスト、カリキュラム、試験等)</u>



- 送出国の行政能力強化
  - ~ <u>日本側関係省庁との連携強化、自治体・諸団体との連携(マッチング)強化</u>
  - ~ 受入れ手続きの合理化等の支援
  - ~ 技能実習・特定技能制度の周知、法令 順守の呼びかけ(悪徳追放)

### 日本滞在中 <共生社会構築支援>

- サ生社会実現のための人材育成及び 啓発活動強化
  - ~ 共生社会をリードする若手自治体教職 員の現職ボランティア派遣の拡充
  - ~ <u>国際協力推進員の配置拡大による異文</u> 化理解支援
  - ~ 法務省-自治体-JICA連携
  - ~ 共生社会推進研修
- 多様なステークホルダーによる国際 協力・ビジネス推進
  - ~ <u>自治体、企業、監理団体等との連携による外国人に対する理解促進及びコンプライアンス強化の呼びかけ</u>
- 在留外国人支援
  - ~ <u>JICA国内拠点機能を活用し、地域の在</u> <u>留外国人向けの日本理解・日本企業理</u> 解プログラム等の実施
  - ~ <u>地域から要望を受けた防災マニュアル</u> 作成支援や合同訓練の実施支援等

## 帰国後 <途上国への開発支援>

- 途上国における広報発信強化
  - ∼ <u>来日希望者の増に結び付く、成功事例</u> の発信
  - ~ <u>知日家育成(留学生枠増)、メディア</u> との連携による日本理解促進
- 帰国外国人材の生計向上支援
  - ~ JICAプロジェクト等での帰国外国人材 活用(雇用) や受益者として取込み
  - ~ 帰国外国人材の育成を目的とした就 職・起業支援セミナーを通じた人材マ ッチング推進



## 令和3年度

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和3年度改訂)の概要(案)[今 和 3 年 6 月 1 5 日]

口我が国に在留する外国人は令和2年末で289万人。外国人労働者は令和2年10月末で172万人(過去最高)。

ロ新型コロナウイルス感染症の感染拡大等で明らかになった課題も踏まえ、受け入れた外国人材の受入れ環境を更に充実させる等の観点から策定(197施策)。 ロ今後も政府一丸となって、関連施策を着実に実施するとともに、総合的対応策の充実を図る。

#### 外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

#### (1)国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり

- > 共生社会の実現に向けて取り組むべき中長期的な課題及び方策等に関する工程表の策定《施策1》
- ➤ 「国民の声を聴く会」や「御意見箱」等を通じた共生施策の企画・立案に資する意見の聴取《施策2》 (2)啓発活動等の実施
- 全ての人が互いの人権を大切にし、支え合う共生社会の実現のため、各種人権啓発活動を実施《施策7
- ▶ 多言語に対応した人権相談及び調査救済手続の広報の実施《施策8》

#### 円滑なコミュニケーション・情報収集のための支援

- (1)行政・生活情報の多言語・やさしい日本語化、相談体制の整備
- ▶ 地方公共団体における一元的相談窓口の設置を促進する方策の検討《施策9》
- FRESC/フレスクにおける効果的・効率的な外国人の受入れ環境整備のための支援の実施及び地方機関情報提供《施策10》
- (2)日本語教育の充実(円滑なコミュニケーションの実現)
- 「日本語教育の参照枠」の活用のための手引き等の作成、生活の分野における学習内容を示す「生活Ca の作成(施策21)
- 「日本語教育の参照枠」の活用を促進するとともに、都道府県等が関係機関と連携して行う日本語教育を強化するための体制づくりの推進《施策22》
- 日本語学習サイト「つながるひろがる」にほんごでのくらし」の「日本語教育の参照枠」を踏まえた生活の充実《施策23》
- 就労者等に対する日本語教師の研修プログラムの充実・普及及び日本語教師の養成に求められる「必須内容」の円滑な実施のためのICT教材の開発・普及《施策27》
- ▶ 日本語教師資格、日本語教育機関の日本語教育水準の維持向上を図るための仕組みの法制化の検討
- 日本人社員と外国籍社員の職場における双方向の学びの動画教材や手引きの周知及び活用促進《抗

#### ライフステージ・生活シーンに応じた支援

- (1)地域における多文化共生の取組の促進・支援
- 外国人支援者等の活動の現状・課題の把握、外国人支援者のネットワークの構築《施策3
- ➤ JICAとの連携による地方公共団体やNPO等の共生社会の構築に向けた取組の推進《施策39》
- (2)生活サービス環境の改善等
- 警察における外国語対応が可能な職員の配置や各種手続に係る外国語による対応の促進《施策50》
- > 部屋探しをする際に活用できる「外国人のための賃貸住宅入居の手引き」等の周知・普及の推進《施策
- 全融機関における外国人の口座開設円滑化のための環境整備(14言語の外国人向けパンフレット等の配 犯罪への関与の防止等に係る周知活動の実施) 《施策58》
- (3)外国人の子供に係る対策
- 外国人児童生徒等の学校における日本語指導体制等の構築《施策66》
- ▶ 学齢簿システムと住民基本台帳システムの連携や外国人の子供の就学状況の一体的管理・把握
- (4)留学生の就職等の支援
- 新型コロナウイルス感染症の長期化や新たな危機に備えた外国人留学生の母国でのオンライン学習、 (施策79)
- 「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」の自治体や支援機関等への展開《施策83
- 大学とハローワークの連携強化による一貫した就職支援、全国の大学等へ好事例等の共有《施策95》 (5)適正な労働環境等の確保
- 外国人労働者のための視聴覚教材の多言語化(14言語化) 《施策98》
- 日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上等を目的とした研修の実施及び<u>モデルカリキュラム</u> 作成《施第104》
- (6)社会保険への加入促進等
- ▶ 医療機関等におけるマイナンバーカードを活用した本人確認と保険資格確認の実施《施策110》

#### 非常時における外国人向けのセーフティネット・支援等

(1)災害時等の非常時における情報発信・支援

「Safety tips」等の周知、多言語辞書の改定による正確な情報の伝達環境の整備《施策114》

(2)新型コロナウイルス感染症の感染予防・円滑なワクチン接種支援等 、高等教育機関、日本語教育機関への新型コロナウイルス感染症の感染療法、予防に済まる機

2020年7月改訂版において、JICAの取組がはじめて日本政府の施策として初めて位置付けられた。

- ODAにより実施している<u>開発途上国での技能人</u> <u>材・ビジネス人材の育成</u>等の支援
- ② ODAによる専門家派遣等の技術協力を通じて、<u>途</u> 上国の関係機関との連携強化
- ③ JICAを通じた<u>日系四世の来日促進に向けた日本語</u> 能力習得促進のためのカリキュラムやテストの作 成等の実施
- ④ 国際経験の豊かな人材の積極的なリクルートに向けた地方公共団体とJICAとの連携

外国人本人によるオンライン申請の利用の実現、オンライン化対象となる手続の拡大の検討《施策164》

2021年6月改訂版において、<u>さらに2つの取組</u> が日本政府の施策として位置付けられた。

- ① JICAとの連携による<u>地方公共団体やNPO等の共生</u> 社会の構築に向けた取組の推進《施策39》
- ② 開発途上国への技術協力等を通じて得た知見等の 活用による日本国内の取組の側面支援《施策 156》

引けた取組

)》 /卜等を活 )実施

餱保

ノトの実施

*II* (2

D検討

《施策141》

《施策161》

WOOD 11 = 1 = 11

597(再揭)》

₹184»

る適切な

《施策188》

のは新規施策

## 人材確保取組み事例①: 香川×ラオス(農業)

## <u>くこれまで></u>

## ラオスの帰国技能実習生の自宅訪問

- 香川県のファーマーズ協同組合は、帰国した技能実習生を定期的に訪問し、助言を行っている。
- 写真は、日本で3年間の実習を終え、1年前に帰国した元実習生(20代女性)、帰国後は、家庭菜園で野菜を生産するも、課題有り(現状、大きな所得向上に結び付いていない)
- →付加価値の高い農産物生産と販路拡大(産地 形成)が不可欠





## 取り組み事例①:香川×ラオス(農業)

#### 技術協力

- ●枠組みづくり支援調査
- ●ラオス政府との調整

JICA



香川県で働く技能実習生

#### 載した3者間ミニッツの締 結(2019年10月から3年間)

それぞれの取り組み案を記

#### シェンクワン(XON)県

ラオス北部の山岳地帯。温帯果樹や 野菜生産適地。少数部族や不発弾が 多く、農業開発も遅れており貧困地

近隣諸国への輸出、 国内市場への出荷

XQN県農業局・郡農 業局

ラオス政府(農業森

林省)

監督

海外協力隊。専門家派遣

短期又は長期(シニア・若手

- ●村落開発
- ●農家や法人指導

組織化

#### 篤農家

- 果樹・野菜生産
- ●ニンニク種子生産

農家

就農

農家

現地農業生産法人

- ●集荷
- ●苗木生産販売・技術指導
- ●日本語教育、圃場研修

就職

現地農民 & 帰国技能実習生

協力

#### 組織設立

●投資·財政支援

組織化支援,栽培指導

●栽培指導

技能実習生受入允 母国への帰国

①貧困農民の生計向上 ②日本への信頼向上 (日本に来る人材増)

アクティブチェーン農学

オール香川

その他、県内関係機関など

ファーマーズ協同組

(日本側監理団体)

- ①人手(技能実習生)の確
- ②良質なニンニク種子確保
- ③ビジネス展開
- 4 異文化理解の推進





## 外国人技能実習制度を活用した産地間マッチング

## 目標:日本とベトナムの産地が共に発展するモデルの実現 一地域・組織間連携・

#### JAグループ

- ①農業分野の人材確保
- ②関連企業の海外展開





受入産地(農家)



監理団体

#### **JICA**

## 「農業人材開発アドバイザー」 2021年9月~2年間

- ①連絡調整の強化
- ②産地間マッチング(農産物・作業内 容等)の実施(送出・受入の戦略性 向上)
- ③送出前の研修充実化
- 4帰国人材の支援強化(就業・起業 支援、日本企業紹介)
- ⑤特定技能の送出推進

#### 人材の送出・受入

## ベトナム政府(農業・農村開発省)

- ①農業開発(農家所得の向上)
- ②人材の送出(外貨獲得、人材育成)



ベトナム国立農業大学(VNUA) 【教育訓練機関】

学内に人材開発提供センタ 一を設置し、日本語教育等を 行い、特定技能含めた送出を



認定送出機関

対象地域(受入先と営農形態が 類似している地域を想定)



- ①技能実習・特定技能人材の候補生
- ②帰国人材

## よりよい枠組みとするために(今後の展開)

- 1. JA関係者の派遣
- (1)VNUAや附属校での送出前研修の講義(農業・日本語)
- ②ベトナム対象地域の視察、農業支援(営農指導、組織化等)
- ③JICA事業での連携(帰国人材等の農家グループや地域を 重点的に支援し、農家所得向上)
- 2. JA関連企業や地元企業の海外展開
- 3. 受入産地からの実習内容のアピール



## 人材確保取組事例②:バングラデシュ ICT人材育成支

援

## 1. 背景:日本とバングラデシュのICT業界



ICT:政府が育成に最も力を 入れ、若者に人気の分野

■ デジタルバングラデシュ (Digital Bangladesh)
2021年の中所得国入りを目指すバングラデシュ政府が掲げる8つの成長戦略の一つ。

■ 学生人気

バングラデシュ工科大学(BUET)コンピュータサイエンス&エンジニアリング学部(CSE Department)は非常に人気のある学部で、多数の受験生が応募。

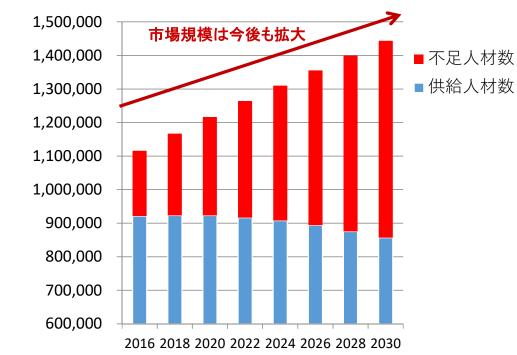
■ 高い親日度

若者の間で、日本への渡航や、日本企業就職への憧れが強い。

- 優秀なICTエンジニア
- 一部の優秀な学生は米国の大手IT企業にも就職している。



ICT:人材不足が最も深刻な分野(2030年には約59万人)



(出典:経済産業省:「IT人材の最新動向と将来推計に関する調査結果」(2016))



## 人材確保取組事例②: バングラデシュ ICT人材育成支援

## 2. プロジェクトの概要

- ▶ 首都ダッカでバングラデシュICT人材向けに3か月間の研修(B-JETプログラム)を行い、卒業生は日本での 就職を目指す。
- ➤ 宮崎市では、産官学が連携して外国人ICT人材を受け入れる体制を整え、本プロジェクトと連携して受入。



バングラデシュ

宮崎・バングラデシュモデル



宮崎

運営協力



技術協力プロジェクト

(バングラデシュ・コンピュータ評議会)

## B-JET プログラム

Bangladesh Japan ICT Engineers Training

ダッカでの研修(3か月)

(日本語、ビジネスマナー等)



- ①宮崎県内の企業から内定・ 奨学金を得た修了生
- ②日本企業に直接就職
- ③バングラデシュ・第三国の 日系企業への就職

専門家派遣 (日本語教

奨学金付与

渡航

宮崎大学 University of Miyazaki

短期留学(3か月)

日本語 日本文化理解 インターンシップ



3か月後に就職

インターン受入 宮崎市内 IT企業

MIYAZAKI CITY

宮崎市

バングラデシュIT技術者

採用経費の助成 就職後の定着支援

雇用促進事業

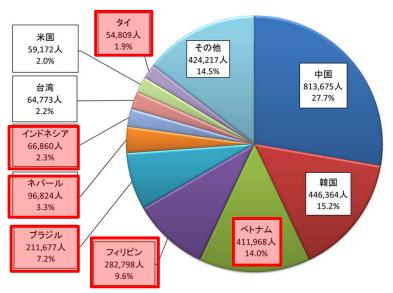
B-JETプログラム修了生265名のう ち、174名が日本国内の企業に就職 (宮崎県、東京都等)

**M**iyazaki

## JICA施策 ②

## ODAによる専門家派遣等の技術協力を通じて、途上国の関係機関との連携強化

在留外国人の5割以上が途上国出身者であることを踏まえ、途上国における労働政策を所掌する府省に対する技術協力を通じて、途上国の関係機関と日本側関係省庁、地方公共団体、関係団体等との連携を強化するとともに、途上国の送出し機関の監督能力向上を図り、適切な受入れ手続を促進する。

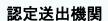


在留外国人の国籍別構成比(法務省、令和元年末)

- (1) 労働政策担当省庁等への JICA専門家派遣
- ①特定技能制度導入促進
- ②モニタリング・監督強化
- ③マッチングと帰国後の就業(日本企業含む)支援
- (2) 同専門家の活動を通じた関連システム開発支援
- ①諸制度·事例·FAQ
- ②諸手続きの電子化
- (3) 同専門家の活動を通じた送出し国間のネットワーク強化
- ①各国の制度構築に資する経験・情報の共有
- ②日本側ステークホルダーと話し合い

## JICA専門家の活動を通じた連携強化







労働政策担当省庁等









監理団体

## JICA施策 ③

## JICAを通じた日系四世の来日促進に向けた日本語能力習得促進のためのカリキュラムやテストの作成等の実施

2018年7月から「日系四世の更なる受入制度」が開始されたが、査証申請数が極少数である状況を踏まえ、本制度の課題のひとつ「日本語能力試験N4程度(基本的な日本語を理解することが出来る)の取得が困難」に対し、日系人支援事業としてJICAが現地日本語教育機関や日系社会海外協力隊等を通じて支援する。

## 現地の日本語教育機関において

- ①日系四世の来日促進に向けた日本語能力習得のための講座を設置
- ②日本での生活環境に順応し、自律的活動が可能なレベル(N4レベル)の日本語能力を 習得
- ③日本理解(歴史、文化含む)、生活・ビジネスマナーも指導





## 事例海外協力隊の社会還元(群馬県)

2020年3月以降、約2000名の海外協力隊員が 一時帰国中

関係組織、団体のご協力により、様々な国内の機関でお手伝い。

## <例>

2020年4月、群馬県嬬恋村では、技能実習生の来日がストップし、基幹産業の野菜栽培で深刻な人手不足

12名の協力隊員が約5か月間活動

労働力不足の穴埋めよりも、技能実習生と村 民の交流などにメリットがあったとの評価(嬬 恋村村長談)





## JICA施策 R3-①

## JICAとの連携による地方公共団体やNPO等の共生社会の構築に向けた取組の推進

## ●国際協力推進員(外国人材・共生)の

- 記域が抱える外国人材受入・多文化共生にかかる課題解決の支援を行うとともに、途上国での知見・ネットワーク及び多様なJICA事業を活用し、日本と途上国をつなぐ双方向の事業の形成・実施を支援する。
- 主に自治体が設置する外国人材受入れ支援センターや、各地域で外国人材受入れにかかる課題に取り組む団体と連携し、地域の外国人材受入れ・多文化共生を推進する。











## (3) 責任ある外国人労働者受入れプラットフォ

一厶(JP-MIRAI)

Japan Platform for Migrant Workers towards Inclusive Society

## 責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム(JP-MIRAI)

Japan Platform for Migrant Workers towards Inclusive Society



#### What is JP-MIRAI?

日本国内の外国人労働者の課題解決に向けて、2020年に民間企業・自治体・ NPO・学識者・弁護士など多様なステークホルダーが集まり設立された任意団 体

### 【私たちが目指す社会】 (「行動原則」から)

国連持続可能な開発目標(SDGs)や国連ビジネスと人権に関する指導原則などにおいて、外国人労働者の権利を保護し、労働環境・生活環境を改善することは、世界的な社会課題とされています。

日本においても、働く外国人が増え経済社会の重要な一翼を担う中、これらの課題解決に真摯に取り組み、責任をもって外国人労働者を受入れ、「選ばれる日本」となることが重要です。

私たちは、外国人労働者が安心して働き生活できるディーセントワークの実現を通じて、包摂的な経済成長と持続的な社会の実現を目指します。

## 【参加者・体制】 すべてのステークホルダーが協力

#### 民間セクター (会員)

- · 民間企業、業界団体、経済団体
- 人材派遣会社、監理団体
- • 研究機関、有識者 等



## 公的セクター(サポー

<u>ター)</u>

- 関係省庁、関係団体
- 国際機関 など

事務局: (一社) ザ・グローバル・アライアンス・フォー・サステイナブル・サプラ イチェーン (ASSC)

(独) 国際協力機構 (JICA)



2020/11/16設立フォーラム

### 【会員】企業・団体・個人 352

<主な会員> (2021/11/30現在) 味の素(株)、(株)アシックス、イオン (株)、

茨城県、クレアン(株)、住友電気工業 (株)

国民生活産業・消費者団体連合会、佐賀県、 セブンアンドアイ・ホールディングス(株) (一社)全国ビルメンテナンス協会 ソフトバンク(株)、帝人(株) トヨタ自動車(株)、日本繊維産業連盟 (一社)日本惣菜協会、三起商行(株)、山

## 背景: ビジネスと人権に関する動向

- 2011年 国連人権理事会「ビジネスと人権に関する指導原則」採択
- 2015年 「英国現代奴隷法」制定(世界各国で同様の法制化)
  - 「持続可能な開発目標(SDGs)」採択
- 2 0 18年 OECD「<u>責任あるビジネスのためのデューディリジェンスガイダンス</u>」 発表
  - ILO・EU・OECDパートナーシップ「<u>アジアにおける責任あるサプライ</u> チェーン事業」始動
- 2020年 米国国務省「人身取引報告書」(日本が「要監視」に格下げ)
  - 日本政府「<u>『ビジネスと人権』に関する行動計画(2020-2025)</u>」発表
- 2021年 米国国務省「人身取引報告書」(日本は引き続き「要監視」)
  - ドイツ・サプライチェーン法成立(施行は2023年から)
  - ①グローバル企業: CSR報告書の情報開示が機関投資家の行動に大きく影響
  - ②日本マクドナルド:取引先のCSR監査で、技能実習生の手数料返還勧告
  - ③自動車業界:ドイツのSC法施行に向けて、仕組みづくりが必要



Eat Well, Live Well.



## 日本政府「ビジネスと人権」に関する行動計画

## 「ビジネスと人権」に関する行動計画 第3章 政府から企業への期待表明



2. 政府は、その規模、業種等にかかわらず、 日本企業が、国際的に認められた人権及び 「ILO宣言」に述べられている基本的権利に 関する原則を尊重し、「指導原則」その他の 関連する国際的なスタンダードを踏まえ、 人権デュー・ディリジェンスのプロセスを導入 すること、また、サプライチェーンにおける ものを含むステークホルダーとの対話を行う ことを期待する。

さらに、日本企業が効果的な苦情処理の 仕組みを通じて、問題解決を図ることを 期待する。

救済メカニズムの構築(指導原則からの参考) 人権への悪影響を引き起こしたり、又は助長を 確認した場合、企業は正当な手続きを通じた 救済を提供する、

又はそれに協力することを求められている。



Eat Well, Live Well,



## タイ国 移民労働者の過酷な労働実態が明るみに

## 2014年6月10日英国紙ガーディアンが報じる

養殖エビの世界最大の輸出国であるタイで、ミャンマーやカンボジアの出稼ぎ労働者が エビの餌となる魚を獲る漁船で過酷な労働を強いられ、少なくとも20人が死亡するなど 深刻な虐待を受けていると、英紙ガーディアンが報じた。

## 2015年2月25日「乱獲が招く奴隷~タイ・サムサコーン発~」他米国AP通信





https://apimagesblog.com/blog/2016/05/02/fisherman-slaves-human-trafficking-and-the-seafood-we-eat & 9

報道後に仏小売り大手カルフールやノルウェーの小売りICAノルウェーなどが同社との取引を停止。 米国務省が各国の人身売買への取り組みを示す格付けでタイを最下位ランクとするなど影響が広がった。



Eat Well, Live Well.



## 企業とNGOの取り組み Issara Institue

Issaraの労働者アプローチの中核にあるのが「包摂的労働モニタリング」である。

- ○包摂的労働モニタリングは、専用ホットラインやスマホ・アプリ (名称: Golden Dreams)を活用して労働者と直接つながり、24時間無料で第三者であるIssaraに相談・通報することができる窓口を提供し、実際の出来事を総合的に把握し、人権侵害リスクが存在する領域を特定する。
- 〇労働者にとって重要な情報提供や、労働者同士で相談し学べる機能を提供し、彼らをエンパワーメントする。
- ○渡航前の段階から渡航先の国の情報を知ることで、人身売買や労働搾取などのリスクから自身を守ることが可能となる。

### Golden Dreamsに含まれる機能

- ①移民労働者に関連する権利、政策、法律に関する最新ニュース
- ②雇用者、人材派遣会社、病院、NGOなどに関する情報
- ③ユーザーが雇用主、採用担当者、サービスプロバイダーについての意見や評価を交換できる レビュー・評価機能
- ④移民労働者が世界中の他のミャンマー人と意見を交わし、学べる機能
- ⑤Facebookによる簡単で安全な登録、または安全なユーザーIDとパスワードの作成
- ⑥文化、スポーツ、ミャンマーの有名人などの最新情報

⑦24h利田可能な無料のヘルプラインかプライベートメッセージを介した通報・相談システム



## (参考) ドイツのサプライチェーン法イメージ



※ドイツにおいては

2023年は従業員\*3000名以上、2024年以降は1000名以上の企業を対象

## 法律の義務・法的責任が発生

- ・リスク管理体制の整備、リスク分析の実施
- ・人権戦略に関する方針書の策定、DD実施結果の報告書作成・公表
- ・予防措置の実施、是正・救済措置の実施
- ・苦情処理手続の確立

## 2次取引先以降の企業

2次取引以降





## 努力義務が発生?

企業は苦情処理体制を確立させ、 苦情を受けた場合には、DDを実施

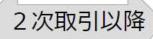
## (例) 自動車のサプライチェーンの場合



1次取引

自動車メーカー (ドイツを本拠地) 部品メーカー

法律の義務・法的責任が発生





努力義務が発生?

23



Japan Platform for Migrant Workers towards Responsible and Inclusive Society

出典:経済産業省作成資料

## JP-MIRAIの主要事業(2021/12/6改訂)



## 1. 外国人労働者への情報提供・現状把握

- 1-1. JP-MIRAIポータルサイト(アプリ)業務
- 1-2. 外国人労働者の現状分析及び関連業務

★2022年新規開始予定

## 3. 企業・団体の取組みの支援

- 3-1. 外国人労働者の受入れに関わる調査研究業務
- 3-2. 会員の取組みの促進・支援業務
- 3-3. 企業の人権DD・苦情処理メカニズム構築支援業務
- 3-4. 研修・勉強会等業務

## 2. 外国人労働者の相談・救済窓口

- 2-1. JP-MIRAI相談救済窓口業務
- 2-2. 相談関係団体ネットワーク業務
- 2-3. 外国人労働者ADRセンター業務

★2022年新規開始予定

## 4. 会員間の協力

- 4-1. 外国人労働者に対する緊急支援
- 4-2. 将来の人材確保に向けた取り組み

## 5. 国内・海外への発信

- 5-1. 地域イベント支援と国内メディアへの露出拡大
- 5-2 国際社会への発信
- 5-3. JP-MIRAIの活動を共有するコミュニケーションツールの制作
- 5-4. 次世代育成 ~JP-MIRAI Youth



## 責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム

包摂的な経済成長と持続的な社会の実現を目指します。

#### 新着情報

- 2021.12.5 活動報告 「相談・救済」公開研究会 (全4回実施報告) \*パイロット事業実施要領を更新しました
- 2021.12.1 活動報告 プレスリリースのご報告
- 2021.12.1 会員による行動原則実践の推進の事例紹介 第7回:アジア技術交流協同組合
- 2021.11.29 イベント情報 「責任ある外国人労働者受入れブラットフォーム」 (JP-MIRAI) 12月6日、第2回公開フォーラムを開催

#### \*登壇者決定しました!ぜひ上記ご一読頂きご参加お願いします!

- 2021.11.29 イベント情報 JP-MIRAI YOUTH 12月勉強・交流会のご案内
- 2021.11.18 活動報告 2021年度上半期活動報告会 実施報告
- 2021.11.10 会員による行動原則実践の推進の事例紹介 第6回:NPO法人ADOVO
- 2021.11.10 活動報告 JP-MIRAI YOUTH10月勉強・交流会「イチからわかる技能実習」実施報告
- 2021.11.10 ●会員向け情報● 活動報告会のアーカイブ動画を特設ページに掲載しました
- 2021.10.14 イベント情報 JP-MIRAI YOUTH 10月勉強・交流会のご案内
- \*過去のメディア掲載情報は<u>しちら</u>をご覧下さい

## 本プラットフォームの狙い

『行動原則』に賛同して頂いた民間企業・団体・自治体、政府関係機関、一線で活躍 する弁護士や研究機関など多くのステークホルダーの皆様とともに、それぞれの立場 から以下の活動に取り組みます。

- 外国人労働者受入れに関する情報や優良な取り組みを共有します。
- 外国人労働者に適切な情報を提供するとともに、直接「外国人労働者」の声を聞くことを通じ、現場で生じている課題の解決策について検討し、諸機関と連携します。
- 日本の関係者が外国人労働者のより良い受け入れに取り組んでいることを発信し、日本の評価を高めるとともに、外国人労働者に日本を選んでいただけることを目指します。

## 参加される企業や団体・自治体様のメリット

- 外国人労働者受入れに関する最新の動向や優良事例などの情報を得ることができます。
- 参加企業・団体・自治体様が抱える同じような課題について、解決策を話し合う ことを通じて、自社・自団体の取り組みの参考になります。
- 関係者間のネットワーク(人脈づくり)と連携活動の促進に活用いただけます。
- 民間企業・団体・自治体の皆様の優良な取り組みをご発信頂く場となり、対外的な評価を高めます。

会員による行動原則実践の推進の事例紹介

2021.04.27

SHARE ON:









本企画では、毎月1回会員各位の外国人労働者受け入れ事例を紹介しています。

第3回に登場するのは、久健興業株式会社の山口健社長で、企業会員としてJP-MIRAIに参加されています。

久健興業株式会社は、北海道千歳市にある建設会社で、土木建設工事、一般住宅の新築・リフォーム工事、仲介や売買を中心とした不動産業を幅広く行い、現在、従 業員は50人で、そのうち、24人のベトナム人技能実習生が建設現場で働いています。また、山口社長は、監理団体である北海道技術支援協同組合の代表理事や一般社 団法人北海道鳶土木工業連合会の理事としても、適切な技能実習生の受入れや、日本に受け入れた技能実習生の技術向上などに取り組まれています。

#### 久健興業株式会社 https://www.hisaken.co.ip/



<山口健社長>

毎月1件紹介

~大手企業だけでなく中小企業、農家、 監理団体、高校生の取り組みなどを掲載

4月の中旬、JP-MIRAI事務局によりオンラインインタビューを実施しました。

## JP-MIRAIポータルサイト(アプリ)業務



責任のある外国人労働者受け入れプラットフォーム(JP-MIRAI)が運営する外国人向け情報ポータルサイトが、2022年ついにスタートします!



#### 外国人にとって 必要な情報をひとつに集約

くらし・仕事・住居・ルール・トラブルetc



#### 8言語対応

英語・中国語・ベトナム語・タガログ語・ インドネシア語・ミャンマー語・ポルトガ ル語・スペイン語



#### 各在留資格に対応

高度人材・技能実習・特定技能・留学



#### 困りごと・相談窓口を設置

既存の相談窓ロサイト/連絡先への誘導・ メール・オペレーターへの取り次ぎ ※当面、対象者限定



#### スマホアプリにも対応

iOS・Androidスマホアプリの提供でいつで もスムーズにアクセス



#### JP-MIRAI事務局

責任ある外国人労働者受け入れプラット フォーム事務局 https://jp-mirai.org/jp/

#### PC画面イメージ



#### スマホ画面イメージ



#### 3つのポイント

- 1. 公的機関及び多くの民間企業 等と連携したコンテンツ拡充
- 2. 全ての外国人労働者へ普及 JP-MIRAI会員及び行政機関・自治 体・NPO・同胞組織をSNS等を通じ た普及展開。
- 3. 来日前の外国人材にも発信 大使館、JICA等関係組織と連携し、 海外での日本での就労の魅力やキャ リアモデル、正しいルート、日本で の暮らしなどを発信。

## JP-MIRAI相談·救済窓口業務



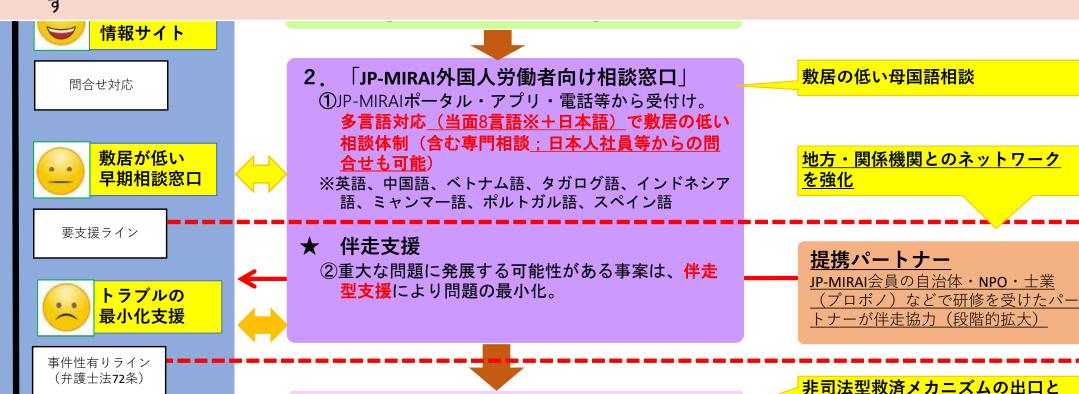
して準司法的手続を設け、深刻化

する案件のフォロー体制を構築

## 1. 基本コンセプト

第3者による

- (1) 国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に沿った、独立性・中立性の高い外国人労働者の苦情処理・救済メカニズム構築 (他の公的な窓口では解決が難しい問題について、敷居が低く母国語で相談・早期解決できる相談窓口を目指す)
  - (2) **伴走支援**による問題の深刻化の防止(JP-MIRAI会員(自治体、NPO等)の協力によるネットワーク構築・対応)
  - (3) 紛争となった場合の早期解決のための「<mark>裁判外紛争解決手続</mark>(ADR)」仕組みの構築
  - (4) 企業単独では対応が難しい仕組みの共同構築 ~将来的には各種資金を得て、「誰も取り残さない窓口」を目指 す



3 東京弁護士会紛争解決センター内専門ADR

## 自治体・国際交流協会シリーズ勉強会



## 2022年1月から月1回、テーマ(トピック)を選定して開催予定

#### 【背景・目的】

- 外国人労働者の受入れ地域の自治体や国際交流協会のニーズは多様だが、自治体・国際交流協会の間での連携や、 JP-MIRAI会員との連携が有効な場合も考えられる。
- 具体的な取り組みや課題をテーマごとに共有し、JP-MIRAIやJICAも将来の事業展開に向けてアイデアを頂いたり、次のステップに繋げることを狙う。

テーマ(案)	主なトピック(案)	JP-MIRAI/JICAとの連携(案)
(1)実態把握・ 自治体政策	・入管庁及び各自治体等が行う実態把握の現状共有。 ・各自治体の取り組み方針の事例を共有。	・JP-MIRAIポータルを活用した実態調査
(2)ガイドライン・ 認証	・先行事例(各自治体及び団体等)の取組み状況の共有し、 共通化の可能性について議論。	・共通化の可能性(JP-MIRAIの役割)
(3)人材確保	①留学生:各種学校等誘致、県内就職推進策について、各自治体等の取組を共有。	・JICAプロジェクト等連携による途上国 関係組織との連携(側面支援)
	②他国・組織との連携: 各自治体・組織の取組み(成果と 教訓)を共有。JP-MIRAIやJICAで取り組み可能な点につい て議論。	
	③その他:特定技能の魅力化(地域定着策のアイデア)	
(4) 多文化共生	①ワンストップ窓口:FRESC及び各自治体での取り組み及び 課題について共有し、連携など議論	・JP-MIRAIポータル・相談救済窓口との 連携(相談内容の多言語データベース 化、ネットワーク会議など)
	②地域での日本語の取組み	・JICA事業との連携(国際協力推進員な ど)
	③人材育成:地域の多文化共生を支える人材(自治体、NPO、 医療機関、士業など)の研修などの方策について議論。	・JICA事業(育成研修、ボランティア派 遣、セミナー等)との連携(拡充)

## 【取組み実績】 公開研究会(2021年4月~6月)



Japan Platform for Migrant Workers towards Responsible and Inclusive Society

## 技能実習生「手数料」問題研究会(全4回、公開・オンライン開催)

## 【背景•目的】

来日前の技能実習生が、送出機関等に多額の手数料を支払う実態があり、国際社会から債務労働と指摘され、日本国内で失踪に至る一因とされている。この問題について、国際機関、弁護士、研究者、送出機関、監理団体、政府からの情報をもとに、実態や背景・課題を把握し、解決策を検討するために研究会を実施。

#### 4月27日 『国際社会の動きと日本の労働者受入れ制度・課題』

「移民労働者に関するILO 条約と国際潮流」

田中竜介:ILO駐日事務所プログラムオフィサー/渉外・労働基準専門官

「ベトナムにおける関連法制度・取組み及び本邦の法制度との関係」

杉田昌平: Global HR Strategy代表社員(弁護士)

「斡旋手数料の国際比較と斡旋構造:技能実習制度を中心に」

安里和晃:京都大学大学院文学研究科 社会学専修/国際連携文化越境専攻

#### 5月18日『民間企業及び送出し機関の取組み』

「ベトナムの送出し機関のリクルートの現状と手数料問題」

宮本勇樹:LACO労働協力有限会社 対外事業部部長

「外国人技能実習制度に係る取組み(外国人技能実習生が支払う手数料の問題を中心として)」

岡本真人:帝人フロンティア株式会社 環境安全・品質保証部

#### 6月 1日『アジアの労働市場の視点から見た手数料問題』

「アジアの労働市場・移民労働の現状」

是川夕: 国立社会保障·人口問題研究所 国際関係部長

「ベトナム送出機関の現状及び、手数料問題について

松本信彦: TSC JAPAN株式会社 取締役、グローバル・ビジネス・アライアンス協同組合(GBA)専務理事

#### 6月15日『様々なステークホルダーの取り組み』

「送出機関の適切な選定と負担軽減に対する取り組み」

服部説夫:PIRA理事、協同組合FUJI代表理事

「外国人技能実習制度の適正化に向けた取り組み」

林幹雄:在ベトナム日本国大使館一等書記官

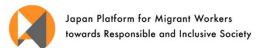
### 【結論】 パネルディスカッションまとめ:モデレーター 毎日新聞岩崎氏

- 1. 外国人材を無条件で安定確保できるわけではない
- 2. 手数料は日本側の問題でもある・受入企業の利益・選ばれる国
- 3. 手数料問題は日本側(受入企業、監理団体)から改善できる
  - ①まずは実態把握(ヒアリング、人間関係)
  - ②監理団体・送出機関に要望・交渉
  - ③監理団体を選ぶ=取引先送出機関、ケアの体制、実習生に親身かどうかなど
  - ④送出機関を選ぶ=総費用(キックバック、接待/ブローカー)、日本語教育、失踪対

## 策

4 日本的時やIP-MIRAIとも連携した取り組み

## 【取組み実績】 緊急支援(2021年1月~10月)



## (1)コロナ禍の帰国困難ベトナム人への緊急支援

【背景】2020年来コロナ禍で**帰国困難になっている在留ベトナム人が2020年12月時点で約2万人**存在。**特例措置で在留資格を延長するも、コロナ禍で失業、あるいは就職できず、就業を希望する人材の存在**(在京越大使館)。

【経過】2021.1.20~ 2つのプログラムを実施

#### ①就業支援に向けた「ベトナム人向けキャリアセミナー」 2月4日実施済み

求人約1,000名に対し、ベトナム人の申し込み118名。情報提供継続中。

#### ②困窮外国人支援NPO等の支援 2021.1.20~実施中

JICA緊急支援チームが8団体と面談し、3団体へ支援中。

#### 【結果】

- マッチング率を高めるには、求職者と求 人企業が直接話せる機会の提供があ るとよい(対話の場の提供)
- ・ 求職者の希望を具体化したり、採用 プロセスに慣れてもらうことが必要(求 \_\_\_職者へのフォロー)

#### ③「技能実習及び就労系の在留資格を有する外国人等向け能力開発研修(外国人材受入拡充・共生社会構築)」 (於: JICA東京センター) 2021.7.26~10.15

- 本邦に滞在する開発途上国の人材で、本国に帰国後、当該国の産業人材として活躍することが期待される者を対象として、短期の日本理解プログラム(日本語研修・日本文化理解等)及び技術研修等を行う。
- 期間:2か月・人数:約20名・NPO等からの推薦により受け入れる
- JP-MIRAI会員へのご提案:キャリア・カウンセリング、キャリア・セミナー、企業説明会の実施

## (2) ミャンマー政変による在留ミャンマー人支援

【背景】ミャンマーでの2月政変で、在留ミャンマー人にも影響。パスポートの更新ができず。法務省から特例措置が発表され6か月は 在留資格延長が可能となったが、今後の状況は不透明。

#### ①映画上映会・トークショー(オンライン)の実施

- 日時:2021年6月19日(土)16:00~18:30
- 内容:日本・ミャンマーを舞台にした映画「僕の帰る場所」 の上映及びトークショーによる情報発信
- ②情報提供セミナーの実施 2021.6.26
  - 在留資格更新等の情報提供
- ③個別相談会(7~9月実施中)



## 【取組み実績】 次世代育成 ~JP-MIRAI youth



Japan Platform for Migrant Workers towards Responsible and Inclusive Society

## **2**JP-MIRAI youth

### 【背景・目的】

現在、国内の外国人労働者の問題に関心のある若者の問題意識吸い上げ、活用の場がほとんど存在せず、学びと意見 交換の場が必要。また、現在個々に活動している団体、各人の横のつながりや外国人と若者の交流、ネットワーク形 成の場が不足している。

## 【活動内容(予定)】

- 勉強会、交流会
- 学生レポーターによる外国人労働者への取材と発信活動
- 技能実習生の仕事見学/体験
- ・ 政策提言コンテスト
- ソーシャルビジネスコンテスト
- 交流イベント企画コンテスト
- 留学生、実習生による料理教室
- バディ制度
- キャリアセミナー

#### 【コラボ事業実施主体】 JICA国内事業部

## 【進捗と今後の計画】

- 9月初旬、Facebookグループを立上げ、現在youthメンバー募集中。(※積極的にJP-MIRAI会員とはしない)
- 参加者(対象者)の条件:学生(高校生、大学生、大学院生等)、若手社会人で外国人労働者に関わる活動・研究 をしている、または興味関心のある者。※年齢の制限は設けない
- 10月~12月にかけて勉強会を月1回実施し、並行して上記活動を実施しメンバーを増やしていく予定。
- 2021年12月までに、JP-MIRAI youth用Facebookグループのメンバーが300人以上となることが目標。

## 【会員への依頼事項】

• 可能な範囲での活動への協力(インタビュー受入れ、各社・団体若手職員への呼びかけ、活動協賛(別途ご相





ご清聴ありがとうございました! JP-MIRAIへ入会、お待ちしております。

検索「JP-MIRAI」>入会手続きはWebから。会費無料。